

申請についてのご注意(10年用)

【代理提出】 申請者に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- ◆代理提出には、次の書類が必要です。
 - (1) 申請者本人が記入した一般旅券発給申請書(10年用)などの必要書類(右ページの1~5)

※一般旅券発給申請書には、所持人自署や申請書類等提出委任申出書など、必ず申請者本人が記入しなければならない欄がありますので、事前に申請書をご用意ください。
 - (2) 代理提出する方の本人確認の書類(右ページの「4 本人確認の書類」の中から1点)
- ◆代理提出で6件以上同時に提出する場合(団体提出)は、前日までに予約(電話)してください。
- ◆有効中の旅券を紛(焼)失した方、刑罰等関係に該当する方は、代理提出できません。(本人申請のみ)

【居所申請】

- ◆大阪府内に居所(現在お住まいの場所)があり、大阪府外に住民登録をしている方は、一定条件のもとに申請(居所申請)できますので、事前にお問い合わせください。なお、居所申請には、住民票(個人番号(マイナンバー)の表記のないもの)が必要です。
- ◆居所申請(一時帰国を含む)の方は、原則、ご本人がお越しください。

【その他】

- ◆刑罰等関係に該当する方又は対立関係国へ渡航する方は、別途手続き・資料が必要です。

※当業務は大阪府パスポートセンターでのみ取り扱っておりますので、事前にお問い合わせください。
- ◆旅券が有効中で、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更がある方は、新規申請(訂正新規)又は残存有効期間同一旅券の申請の手続きが必要ですので、事前にお問い合わせください。
- ◆配偶者、父母等が外国籍の方等で、旅券に記載されるローマ字氏名表記について、ヘボン式表記と異なる表記(非ヘボン式表記)を希望する場合は、別に資料が必要ですので、事前にお問い合わせください。

【旅券の受取について】 旅券の受取は、年齢に関係なく、必ずご本人がお越しください。

- ◆旅券の受取には、申請した旅券窓口へ、必ず申請者本人がお越しください。
- ◆有効な旅券を提示して切替・訂正新規申請された場合は、旅券の受取時には申請時に提示した有効な旅券(受取時に失効している場合を含む)を必ずご持参ください。ご持参いただけない場合は新しい旅券をお渡しすることはできません。

※申請時に提示した有効中旅券を紛失した場合は、紛失届の提出が必要となります。
- ◆旅券の受取は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として6日目以降となります。

※市町の窓口で申請の場合は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として10日目以降となります。
- ◆旅券は申請から6か月以内に受け取らなければ失効します。

(旅券を受取可能期間内に受け取らず未交付失効させた方が5年以内に再度旅券を申請する場合、通常よりも高い手数料が必要になります。)

【旅券発給手数料】

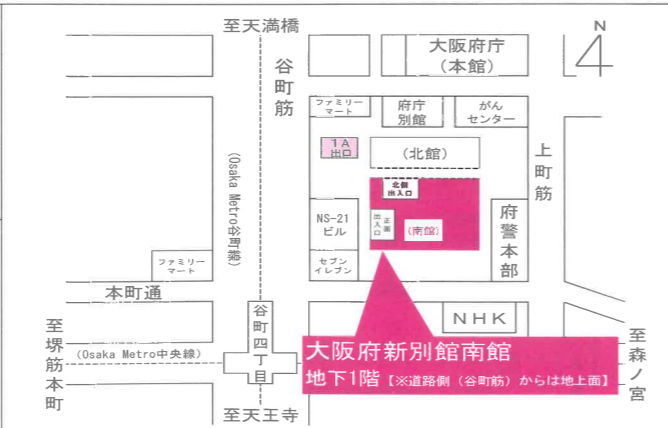
- ◆手数料は旅券の受取の際にお支払いいただきます。
- <10年間有効旅券 新規発給手数料>

16,000円【大阪府手数料(現金)2,000円+国手数料(収入印紙)14,000円】
- <10年間有効旅券 新規発給手数料 ※未交付失効後5年以内に再度申請した場合の手数料>

22,000円【大阪府手数料(現金)4,000円+国手数料(収入印紙)18,000円】
- ※収入印紙は旅券窓口の近くで購入できます。 ※手数料のお支払いに、キャッシュレス決済は使えません。

【大阪府パスポートセンター】 特に15時以降は混み合う傾向がありますので、できる限り早めの時間帯での申請にご協力ください。電話でのお問い合わせは、昼時はかかりにくいことがあります。ご了承ください。障がい等により配慮が必要な方はお知らせください。

所在地	〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館 Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・中央線 谷町四丁目駅 1A 出口 南東へ約50m ☎06(6944)6626
時間	〔申請受付〕平日(月曜~金曜) 午前9:15~午後4:30 〔旅券受取〕平日(月曜~金曜) 午前9:15~午後7:00 日曜(旅券受取のみ) 午前9:15~午後5:00 土曜・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)は休みです。 (祝日が日曜と重なる場合には、旅券のお渡し業務のみ行います。)



【市町の旅券窓口】

- ◆大阪府内の市町にも旅券窓口があります(一部を除く)。
詳しくは、ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/passport/top/madoguchi_shichoson.html)をご覧ください。

10年用 【書面申請】

旅券(パスポート)の申請案内

令和5年3月現在

- ◆大阪府のパスポートセンターで申請できる方は、日本国籍を有し、原則として大阪府内に住民登録をしている方です。
- ◆新規申請ができるのは、①初めて旅券を取得する場合、②前回取得した旅券の有効期間が切れた場合、③旅券の残存有効期間が1年未満となった場合または査証欄に余白がなくなった場合(切替申請)です。
- ◆10年用旅券(パスポート)の申請は、18歳以上の方に限ります。
- ◆有効旅券(有効期間満了日が未だ到来していないもの)を紛(焼)失又は損傷した方は、事前にお問い合わせください。
- ◆郵送による申請手続き及び旅券の受取は、一切できません。

【申請に必要な書類】 旅券法令に基づき、旅券の発給に係る要件を審査するため、個人情報に関する書類の提出又は提示が必要とされています。

1 一般旅券発給申請書(10年用) 1通	書き方は、次ページ見開きの記入例とご注意を参照してください。 ※申請書には申請者本人が署名・記入する欄があります。申請書裏面の記入漏れにご注意ください。 申請書は、外務省HP(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html)から作成・ダウンロード・印刷したのもも使用できます。
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※最新の記載内容で提出日前6か月以内に作成された原本(コピーは不可) ※戸籍抄本(個人事項証明書)では受付できません。	有効な旅券を提示して切替申請をする場合で、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更のない場合は省略できます(但し個別に提出をお願いします)が、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。 ※戸籍謄本(全部事項証明書)は、本籍のある市町村でしか発行されません。 ※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用することができます。 ※戸籍の記載事項に変更があった場合は、変更後の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。
3 写真(6か月以内に撮影されたもの) 1枚 (申請書に貼らずにお持ちください)  ●縦45ミリメートル×横35ミリメートル ●顔の縦の長さ(頭頂からあごまで)が、写真縦の70~80%(34±2ミリメートル)	提出された写真が旅券に転写されますので、必ず規格に合ったものをお持ちください。 規格に合わない写真は受付できません。 ●申請者本人のみが正面を向いて撮影したもの ●6か月以内に撮影されたもの ●ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの ●無帽(ヘアバンドも不可) ●無背景(影・柄・物・凹凸・グラデーションのないもの) ●輪郭(フェイスライン)が露出しているもの ●カラーでも白黒でも可 【不適当な写真例】 ※写真が不適当な場合は撮り直しをお願いすることがあります。 ●ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの、焦点が合っていないもの ●背景の色が濃い又は背景と頭髮が同系色などで、背景と人物の境目がはっきりしていないもの ●瞳がフラッシュ等で赤く写ったもの、目に眼鏡のフレームがかかっているもの、眼鏡に照明が反射したもの、サングラス・カラーコンタクトレンズ又は瞳のフチを広げるコンタクトレンズ(ディファインコンタクトレンズ)等を装着していることが明らかなもの、髪が目にかかっているもの ●平常の顔貌と著しく異なるもの(例:口を開き歯が見えている、口角が上がっている) ●アクセサリで耳が隠れたり、マスクで口が隠れたり、衣服やマフラーで顎が隠れたり、髪で目や輪郭が隠れたりしているなど、顔の器官や輪郭が隠れているもの ●写真から顔(髪は含まない)がはみ出したもの(耳を含めた顔全体を収めてください。) ●写真専用紙を使用していないもの、画質が適切でないもの(ジャギーがある、にじんでいる) ●目を大きくするなどの画像加工や、変形・反転・マスクングなど画像処理を施したものの ●変色したものの、傷や汚れのあるもの ●顔や背景に影があるものやグラデーションのもの
4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)	●1点でよいもの(写真付き) ◆日本国旅券(有効期間満了による失効後6か月以内のものも含む) ◆運転免許証 ◆運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のもの) ◆個人番号カード(マイナンバーカード) ◆写真付き住民基本台帳カード ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆小型船舶操縦免許証 ◆宅地建物取引士証 ◆無線従事者免許証 ◆認定電気工事従事者認定証 ◆電気工事士免状 ◆写真付き身体障がい者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ◆銃銃・空気銃所持許可証 など
5 前回取得した旅券	●有効旅券を切り替える場合は、その旅券の提示がないと申請受付できません。 なお、有効旅券の残存期間は切り捨てになり、新旅券に繰り越すことはできません。 ●過去に旅券を取得した方は、失効していてもその旅券をお持ちください。
※住民票	●大阪府内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用して住所を確認することができますので、住民票は不要です。 ●住基ネットの利用を希望しない方、住民登録変更直後に申請する方、居所申請の方は、住民票(個人番号(マイナンバー)の表記のないもの)が必要となりますので、提出日前6か月以内に発行された原本を1通提出してください。 ●海外赴任や留学等のため、日本国内に住民登録がない方は、居住国が発行した長期査証等の書類をご持参ください。

記入例とご注意

申請書は、**楷書**^{かいしょ}で（所持人自署を除く）、指定の枠内に**丁寧**^{ていねい}に**黒又は青の濃いインク**^{*}ですべて漏れなく記入してください。記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。ただし、「所持人自署」欄の訂正はできません。^{*}消せるインクは使用しないでください。

申請書に事実と異なる記載をした場合には、旅券法違反として処罰されることがありますので、ご注意ください。

氏名のヨミカタ・旅券に記載される氏名のローマ字表記は、婚姻等により氏名そのものが変更された場合を除いて、原則として変更することはできません。

☆へボン式ローマ字について、次の綴りは特に誤りやすいので、注意してください。

し SHI	ち CHI	つ TSU	ふ FU	じ・ぢ JI	撥音: B・M・Pの前にはNの代わりにMをおく (例) なんば NAMB A
しゃ SHA	しゅ SHU	しょ SHO			促音: 子音を重ねる (例) はっとり HA I T T O R I ※CのときはCの代わりにTをおく (例) はっちょう HA I C H O
ちゃ CHA	ちゅ CHU	ちょ CHO			
じゃ JA	じゅ JU	じょ JO			

所持人自署

この署名が旅券にそのまま転写され、外国で使用するサインとなりますので、必ず申請者本人が署名してください。
・書き間違った場合は訂正できませんので、新しい申請書に書き換えてください。
・なぞり書き、2段書き、汚れたもの、かすれたもの、はみだし、通称名での署名は受付できません。
・ローマ字で署名する場合は、綴りミスのないよう注意してください。

(例1)
浪速 次郎

(例2)
Jiro Naniwa

(例3)
なにわ じろう

(良くない例)
はみだし書き
Jiro Naniwa

なぞり書き
浪速 次郎

・身体障がい等で署名が困難な場合は、事前にご相談ください。

(代筆例1)
浪速 次郎
浪速花子(妻)代筆

(代筆例2)
浪速 次郎
by H.NANIWA(wife)

<刑罰等関係>
申請者本人がよく読んで
 はい
 いいえ
記入してください。
「はい」にを記入した方は別途手続きが必要ですので、事前にお申し出ください。

【お問い合わせ先】
大阪府パスポートセンター
☎(06)6944-6626

申請書は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

を記入してください。' (If you have applied for a passport in the past but did not receive it, check 'Yes'), 'これまでに一度でも旅券を所持したことがある方は「ある」にを記入してください。' (If you have ever held a passport, check 'Yes'), '最後に発給を受けた旅券について記入してください。' (Enter details of the last passport issued), '有効な旅券を紛失(焼失)した方で、3日以内に同届出を行っている場合は、を記入してください。' (If you lost a valid passport and have reported it within 3 days, check 'Yes'), '住民票のとおり住所を記入してください。連絡先を記入してください。' (Enter address and contact info from the resident register), '海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。' (Enter family members in Japan during overseas travel), '「はい」「いいえ」どちらかにを記入してください。' (Check 'Yes' or 'No'), '「はい」の場合は、以下の内容についても記入してください。' (If 'Yes', enter the following), 'この欄は記入しないでください。' (Do not enter here), '裏面も記入してください。' (Enter on the back)."/>

○の欄は必ず申請者本人が記入・署名してください。

カタカナで記入してください。濁点も同じマスに記入してください。

戸籍のとおり正確に記入してください。

へボン式ローマ字綴りを活字大文字で記入してください。

戸籍のとおり記入してください。

過去に旅券を申請したが受領しなかったことがある方は「ある」にを記入してください。

これまでに一度でも旅券を所持したことがある方は「ある」にを記入してください。

最後に発給を受けた旅券について記入してください。

有効な旅券を紛失(焼失)した方で、3日以内に同届出を行っている場合は、を記入してください。

住民票のとおり住所を記入してください。連絡先を記入してください。

海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。

「はい」「いいえ」どちらかにを記入してください。

「はい」の場合は、以下の内容についても記入してください。

旅券に記載されるローマ字氏名表記について、表面のへボン式表記と異なる表記を希望する方以外は記入しないでください。この欄に記入する場合は別途資料が必要です。事前にお問い合わせください。

申請者が成年被後見人の場合、法定代理人(後見人など)の自筆署名が必要です。

※法定代理人(後見人など)が遠隔地にいるなどして、署名が困難な場合には、同意書を添付してください。

↓
様式は、大阪府パスポートセンターのホームページから入手できます。

代理提出する場合は必ず記入してください。

点線より上の欄は、申請者本人が記入してください。

点線より下の欄は、代理提出する方が記入してください。代理提出する方の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

申請についてのご注意(5年用・未成年用)

【代理提出】 申請者に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

- ◆代理提出には、次の書類が必要です。
 - (1)申請者本人が記入した一般旅券発給申請書(5年用)などの必要書類(右ページの1~5)
 - ※一般旅券発給申請書には、所持人自署や申請書類等提出委任申出書など、必ず申請者本人が記入しなければならない欄がありますので、事前に申請書をご用意ください。
 - (2)代理提出する方の本人確認の書類(右ページの「4 本人確認の書類」の中から1点)
- ◆代理提出で6件以上同時に提出する場合(団体提出)は、前日までに予約(電話)してください。
- ◆有効中の旅券を紛(焼)失した方、刑罰等関係に該当する方は、代理提出できません。(本人申請のみ)

【未成年者(18歳未満)の申請】

- ◆申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者(父又は母)又は後見人の自署が必要です。
- ◆親権者又は後見人が遠隔地在住などにより、申請書に自署できない場合は、「一般旅券発給申請同意書」を提出してください。(「一般旅券発給申請同意書」は、旅券窓口にあります。また、大阪府パスポートセンターホームページからでも入手できます。)

【居所申請】

- ◆大阪府内に居所(現在お住まいの場所)があり、大阪府外に住民登録をしている方は、一定条件のもとに申請(居所申請)できますので、事前にお問い合わせください。なお、居所申請には、住民票(個人番号(マイナンバー)の表記のないもの)が必要です。
- ◆居所申請(一時帰国を含む)の方は、原則、ご本人がお越しください。

【その他】

- ◆刑罰等関係に該当する方又は対立関係国へ渡航する方は、別途手続き・資料が必要です。
 - ※当業務は大阪府パスポートセンターでのみ取り扱っておりますので、事前にお問い合わせください。
- ◆旅券が有効中で、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更がある方は、新規申請(訂正新規)又は残存有効期間同一旅券の申請手続きが必要です。事前にお問い合わせください。
- ◆配偶者、父母等が外国籍の方等で、旅券に記載されるローマ字氏名表記について、ヘボン式表記と異なる表記(非ヘボン式表記)を希望する場合は、別に資料が必要ですので、事前にお問い合わせください。

【旅券の受取について】 旅券の受取は、年齢に関係なく、必ずご本人がお越しください。小さなお子さまについては、ご家族の方などがお連れください。

- ◆旅券の受取には、申請した旅券窓口へ、必ず申請者本人がお越しください。
- ◆有効な旅券を提示して切替・訂正新規申請された場合は、旅券の受取時には申請時に提示した有効な旅券(受取時に失効している場合を含む)を必ずご持参ください。ご持参いただけない場合は新しい旅券をお渡しすることはできません。
 - ※申請時に提示した有効中旅券を紛失した場合は、紛失届の提出が必要となります。
- ◆旅券の受取は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として6日目以降となります。
 - ※市町の窓口で申請の場合は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として10日目以降となります。
- ◆旅券は申請から6か月以内に受け取らなければ失効します。(旅券を受取可能期間内に受け取らず未交付失効させた方が5年以内に再度旅券を申請する場合、通常よりも高い手数料が必要になります。)

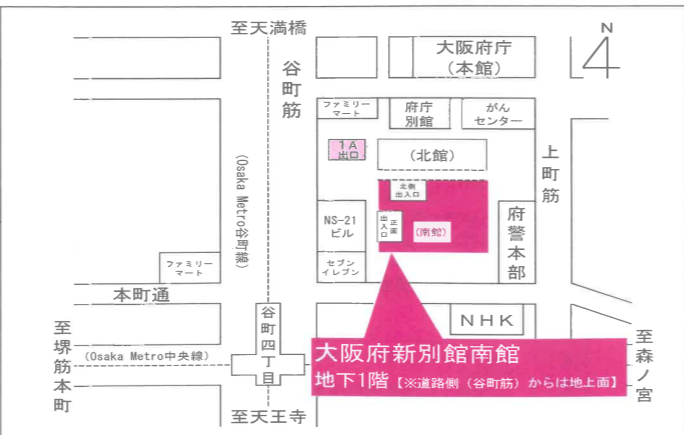
【旅券発給手数料】

- ◆手数料は旅券の受取の際にお支払いいただけます。
- ◆5年間有効旅券 新規発給手数料
 - ◆12歳以上 11,000円【大阪府手数料(現金)2,000円+国手数料(収入印紙)9,000円】
 - ◆12歳未満 6,000円【大阪府手数料(現金)2,000円+国手数料(収入印紙)4,000円】
- ◆5年間有効旅券 新規発給手数料 ※未交付失効後5年以内に再度申請した場合の手数料
 - ◆12歳以上 17,000円【大阪府手数料(現金)4,000円+国手数料(収入印紙)13,000円】
 - ◆12歳未満 12,000円【大阪府手数料(現金)4,000円+国手数料(収入印紙)8,000円】
- ※年齢は、旅券申請日における満年齢です。
- 12歳未満の方の手数料は、年齢計算に関する法律により、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に適用されます。
- ※収入印紙は旅券窓口の近くで購入できます。 ※手数料のお支払いに、キャッシュレス決済は使えません。

【大阪府パスポートセンター】

特に15時以降は混み合う傾向がありますので、できる限り早めの時間帯での申請にご協力ください。電話でのお問い合わせは、昼時はかりにくいことがあります。ご了承ください。障がい等により配慮が必要な方はお知らせください。

所在地	〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館 Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・中央線 谷町四丁目駅 1A 出口 南東へ約50m ☎06(6944)6626
時間	〔申請受付〕平日(月曜~金曜)午前9:15~午後4:30 〔旅券受取〕平日(月曜~金曜)午前9:15~午後7:00 日曜(旅券受取のみ)午前9:15~午後5:00 土曜・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)は休みです。 (祝日が日曜と重なる場合には、旅券のお渡し業務のみ行います。)



【市町の旅券窓口】

- ◆大阪府内の市町にも旅券窓口があります(一部を除く)。
- 詳しくは、ホームページ(https://www.pref.osaka.lg.jp/passport/top/madoguchi_shichoson.html)をご覧ください。

5年用/未成年用 【書面申請】

旅券(パスポート)の申請案内

令和5年3月現在

- ◆大阪府のパスポートセンターで申請できる方は、日本国籍を有し、原則として大阪府内に住民登録をしている方です。
- ◆新規申請ができるのは、①初めて旅券を取得する場合、②前回取得した旅券の有効期間が切れた場合、③旅券の残存有効期間が1年未満となった場合または査証欄に余白がなくなった場合(切替申請)です。
- ◆未成年(18歳未満)の方は、5年用旅券(パスポート)の申請のみ可能(10年用は申請不可)です。
- ◆有効旅券(有効期間満了日が未だ到来していないもの)を紛(焼)失又は損傷した方は、事前にお問い合わせください。
- ◆郵送による申請手続き及び旅券の受取は、一切できません。

【申請に必要な書類】

旅券法令に基づき、旅券の発給に係る要件を審査するため、個人情報に関する書類の提出又は提示が必要とされています。

1 一般旅券発給申請書(5年用) 1通	書き方は、次ページ見開きの記入例とご注意を参照してください。 ※申請書には申請者本人が署名・記入する欄があります。申請書裏面の記入漏れにご注意ください。 申請書は、外務省HP(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html)から作成・ダウンロード・印刷したのもも使用できます。
2 戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ※最新の記載内容で提出日前6か月以内に作成された原本(コピーは不可) ※戸籍抄本(個人事項証明書)では受付できません。	有効な旅券を提示して切替申請をする場合で、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更のない場合は省略できます(但し個別に提出をお願いする場合があります)が、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。 ※戸籍謄本(全部事項証明書)は、本籍のある市町村でしか発行されません。 ※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用することができます。 ※戸籍の記載事項に変更があった場合は、変更後の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。
3 写真(6か月以内に撮影されたもの) 1枚 (申請書に貼らずにお持ちください)	提出された写真が旅券に転写されますので、必ず規格に合ったものをお持ちください。 規格に合わない写真は受付できません。 ●申請者本人のみが正面を向いて撮影したもの(乳幼児についても本人のみ) ●6か月以内に撮影されたもの ●ふちなして左図の各寸法を満たしたもの ●無帽(ヘアバンドも不可) ●無背景(影・柄・物・凹凸・グラデーションのないもの) ●輪郭(フェイスライン)が露出しているもの ●カラーでも白黒でも可 【不適当な写真例】 ※写真が不適当な場合は撮り直しをお願いすることがあります。 ●ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの、焦点が合っていないもの ●背景の色が濃い又は背景と頭髮が同系色などで、背景と人物の境目がはっきりしていないもの ●瞳がフラッシュ等で赤く写ったもの、目に眼鏡のフレームがかかっているもの、眼鏡に照明が反射したものの、サングラス・カラーコンタクトレンズ又は瞳のフチを広げるコンタクトレンズ(ディファインコンタクトレンズ)等を装着していることが明らかなもの、髪が目にかかっているもの ●平常の顔貌と著しく異なるもの(例:口を開き歯が見えている、口角が上がっている) ●アクセサリーで耳が隠れたり、マスクで口が隠れたり、衣服やマフラーで顎が隠れたり、髪で目や輪郭が隠れたりしているなど、顔の器官や輪郭が隠れているもの ●写真から顔(髪は含まない)がはみ出したもの(耳を含めた顔全体を収めてください。) ●写真専用紙を使用していないもの、画質が適切でないもの(ジャギーがある、にじんでいる) ●目を大きくするなどの画像加工や、変形・反転・マスクングなど画像処理を施したものの ●変色したもの、傷や汚れのあるもの ●顔や背景に影があるものやグラデーションのもの 【乳幼児の撮影について】 ●座れない場合は、無地で淡い色のシーツなどに寝かせて真上から撮影したもので結構です。 ●目を閉じているものや、補助者の身体の一部が写っているものは不適当です。
4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)	●縦45ミリメートル×横35ミリメートル ●顔の縦の長さ(頭頂からあごまで)が、写真縦の70~80%(34±2ミリメートル)
5 前回取得した旅券	●1点でよいもの(写真付き) ◆日本国旅券(有効期間満了による失効後6か月以内のものも含む) ◆運転免許証 ◆運転経歴証明書(交付日が平成24年4月1日以降のもの) ◆個人番号カード(マイナンバーカード) ◆写真付き住民基本台帳カード ◆船員手帳 ◆海技免状 ◆小型船舶操縦免許証 ◆宅地建物取引士証 ◆無線従事者免許証 ◆認定電気工事従事者認定証 ◆電気工事士免状 ◆写真付き身体障がい者手帳(写真貼替え防止がなされているもの) ◆猟銃・空気銃所持許可証 など ●2点必要なもの(アとイの中から各1点、又はアの中から2点必要。イの中から2点は不可。) ア ◇保険証(健保・国保・船員・共済組合) ◇公的年金手帳・証書(国民・厚生・船員・共済・恩給) ◇後期高齢者医療被保険者証 ◇介護保険被保険者証 ◇基礎年金番号通知書 ◇印鑑登録証明書(提出日前6か月以内に発行されたもの)と実印のセット イ ◇失効旅券(有効期間満了による失効後6か月を過ぎたもの) ◇学生証(写真付き) ◇会社の身分証明書・社員証(写真付き) ◇障がい者手帳(写真貼替え防止のない身体障がい者手帳、写真付き療育手帳、写真付き精神保健福祉手帳) ◇公の機関が発行した資格証明書(写真付き)

4 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)

※代理提出する場合は、申請者本人と代理提出する方のそれぞれの本人確認書類が必要です。

※中学生以下の方の本人確認書類について(例)健康保険証+親権者の運転免許証など

5 前回取得した旅券

- 有効旅券を切り替える場合は、その旅券の提示がないと申請受付できません。なお、有効旅券の残存期間は切り捨てになり、新旅券に繰り越すことはできません。
- 過去に旅券を取得した方は、失効していてもその旅券をお持ちください。

※住民票

- 大阪府内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を利用して住所を確認することができますので、住民票は不要です。
- 住基ネットの利用を希望しない方、住民登録変更直後に申請する方、居所申請の方は、住民票(個人番号(マイナンバー)の表記のないもの)が必要となりますので、提出日前6か月以内に発行された原本を1通提出してください。
- 海外赴任や留学等のため、日本国内に住民登録がない方は、居住国が発行した長期査証等の書類をご持参ください。

ホームページは、 [大阪府パスポートセンター](https://www.pref.osaka.lg.jp/passport/top/)

[検索](#)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/passport/top/>

申請についてのご注意（残存有効期間同一用）

令和5年3月現在

【代理提出】 申請者に代わって代理の方が申請書類等を提出する場合

◆代理提出には、次の書類が必要です。

- 申請者本人が記入した一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用）などの必要書類（右ページの1～4）
※一般旅券発給申請書には、所持人自署や申請書類等提出委任申出書など、必ず申請者本人が記入しなければならない欄がありますので、事前に申請書をご用意ください。
- 代理提出する方の本人確認の書類（運転免許証、保険証、年金手帳等1点）

【未成年者（18歳未満）の申請】

- ◆申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者（父又は母）又は後見人の自署が必要です。
- ◆親権者又は後見人が遠隔地在住などにより、申請書に自署できない場合は、「一般旅券発給申請同意書」を提出してください。（「一般旅券発給申請同意書」は、旅券窓口にあります。また、大阪府パスポートセンターホームページからでも入手できます。）

【居所申請】

- ◆大阪府内に居所（現在お住まいの場所）があり、大阪府外に住民登録をしている方は、一定条件のもとに申請（居所申請）できますので、事前にお問い合わせください。なお、居所申請には、住民票（個人番号（マイナンバー）の表記のないもの）が必要です。
- ◆居所申請（一時帰国を含む）の方は、原則、ご本人がお越しください。

【その他】

- ◆刑罰等関係に該当する方又は対立関係国へ渡航する方は、別途手続き・資料が必要です。
※当業務は大阪府パスポートセンターでのみ取り扱っておりますので、事前にお問い合わせください。
- ◆配偶者、父母等が外国籍の方等で、旅券に記載されるローマ字氏名表記について、ヘボン式表記と異なる表記（非ヘボン式表記）を希望する場合は、別に資料が必要です。事前にお問い合わせください。

【旅券の受取について】 旅券の受取は、年齢に関係なく、必ずご本人がお越しください。小さなお子さまについては、ご家族の方などがお連れください。

- ◆旅券の受取は、申請した旅券窓口へ、必ず申請者本人がお越しください。
- ◆旅券の受取時には申請時に提示した有効な旅券（受取時に失効している場合を含む）を必ずご持参ください。ご持参いただけない場合は新しい旅券をお渡しすることはできません。※申請時に提示した有効中旅券を紛失した場合は、紛失届の提出が必要となります。
- ◆旅券の受取は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として6日目以降となります。
- ※市町の窓口で申請の場合は、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の日数を除き、申請日を1日目として10日目以降となります。
- ◆旅券は申請から6か月以内に受け取らなければ失効します。（旅券を受取可能期間内に受け取らず未交付失効させた方が5年以内に再度旅券を申請する場合、通常よりも高い手数料が必要になります。）

【旅券発給手数料】

◆手数料は旅券の受取の際にお支払いいただけます。

<残存有効期間同一旅券 発給手数料>

6,000円【大阪府手数料（現金）2,000円 + 国手数料（収入印紙）4,000円】

<残存有効期間同一旅券 発給手数料 ※未交付失効後5年以内に再度申請した場合の手数料>

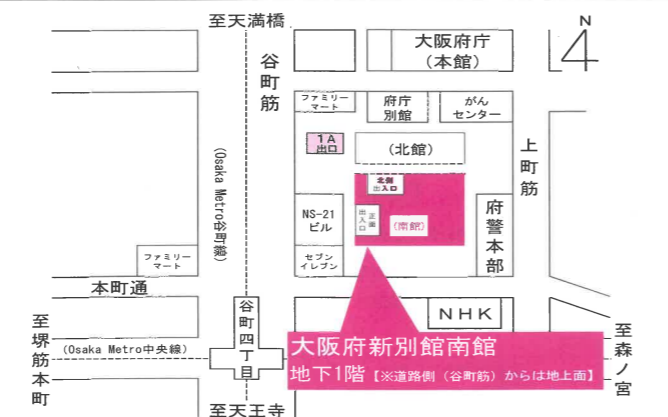
12,000円【大阪府手数料（現金）4,000円 + 国手数料（収入印紙）8,000円】

※収入印紙は旅券窓口の近くで購入できます。※手数料のお支払いに、キャッシュレス決済は使えません。

【大阪府パスポートセンター】

特に15時以降は混み合う傾向がありますので、できる限り早めの時間帯での申請にご協力ください。電話でのお問い合わせは、昼時はかかりにくいことがあります。ご了承ください。障がい等により配慮が必要な方はお知らせください。

所在地	〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館南館 Osaka Metro（旧大阪市営地下鉄）谷町線・中央線 谷町四丁目駅 1A出口 南東へ約50m ☎06(6944)6626
時間	【申請受付】平日（月曜～金曜）午前9:15～午後4:30 【旅券受取】平日（月曜～金曜）午前9:15～午後7:00 日曜（旅券受取のみ）午前9:15～午後5:00 土曜・祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）は休みです。 （祝日が日曜と重なる場合には、旅券のお渡し業務のみ行います。）



The map shows the location of the Osaka Prefecture Passport Center (New Branch South Building) at 3-1-43, Maeshiromachi, Chuo-ku, Osaka. It is situated near the Yodoguchi Station (1A Exit) and the Osaka Metro Yodoguchi Line. The map also shows nearby landmarks such as the Osaka Prefecture Government Building (Main Building), Osaka Prefecture Government Building (North Building), Osaka Prefecture Police Department, and NHK. The center is located on the 1st floor of the building, accessible from the Yodoguchi Station via a short walk.

【市町の旅券窓口】

- ◆大阪府内の市町にも旅券窓口があります（一部を除く）。詳しくは、ホームページ（https://www.pref.osaka.lg.jp/passport/top/madoguchi_shichoson.html）をご覧ください。

残存有効期間同一用 【書面申請】

旅券（パスポート）の申請案内

- ◆大阪府のパスポートセンターで申請できる方は、日本国籍を有し、原則として大阪府内に住民登録をしている方です。
- ◆残存有効期間同一旅券の申請ができるのは、①有効旅券を所持している方が、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更が生じ、現有旅券の有効期間を新旅券の有効期間とする旅券を申請する場合、②査証欄に余白がなくなった場合で現有旅券の有効期間を新旅券の有効期間とする旅券を申請する場合です。
- ◆有効旅券（有効期間満了日が未だ到来していないもの）を紛失又は損傷した方は、事前にお問い合わせください。
- ◆郵送による申請手続き及び旅券の受取は、一切できません。

【申請に必要な書類】 旅券法令に基づき、旅券の発給に係る要件を審査するため、個人情報に関する書類の提出又は提示が必要とされています。

1 一般旅券発給申請書（残存有効期間同一用） 1通	書き方は、次ページ見開きの記入例とご注意を参照してください。 ※申請書には申請者本人が署名・記入する欄があります。申請書裏面の記入漏れにご注意ください。申請書は、外務省HP（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html ）から作成・ダウンロード・印刷したのもも使用できます。
2 戸籍謄本（全部事項証明書） 1通 ※最新の記載内容で提出日前6か月以内に作成された原本（コピーは不可） ※戸籍抄本（個人事項証明書）では受付できません。	査証欄の余白がなくなった場合の申請で、氏名・本籍地の都道府県名・性別に変更のない場合は省略できます（但し個別に提出をお願いする場合があります。）が、申請書には本籍を番地まで記入する必要がありますので、事前に確認しておいてください。 ※戸籍謄本（全部事項証明書）は、本籍のある市町村でしか発行されません。 ※同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用することができます。
3 写真（6か月以内に撮影されたもの） 1枚 （申請書に貼らずにお持ちください）	提出された写真が旅券に転写されますので、必ず規格に合ったものをお持ちください。規格に合わない写真は受付できません。 ●申請者本人のみが正面を向いて撮影したもの（乳幼児についても本人のみ） ●6か月以内に撮影されたもの ●ふちなしで左図の各寸法を満たしたもの ●無帽（ヘアバンドも不可） ●無背景（影・柄・物・凹凸・グラデーションのないもの） ●輪郭（フェイスライン）が露出しているもの ●カラーでも白黒でも可 【不適當な写真例】 ※写真が不適當な場合は撮り直しをお願いすることがあります。 ●ピンぼけや手ぶれにより不鮮明なもの、焦点が合っていないもの ●背景の色が濃い又は背景と頭髮が同系色などで、背景と人物の境目がはっきりしていないもの ●瞳がフラッシュ等で赤く写ったもの、目に眼鏡のフレームがかかっているもの、眼鏡に照明が反射したもの、サングラス・カラーコンタクトレンズ又は瞳のフチを広げるコンタクトレンズ（ディファイコンタクトレンズ）等を装着していることが明らかなもの、髪が目にかかっているもの ●平常の顔貌と著しく異なるもの（例：口を開き歯が見えている、口角が上がっている） ●アクセサリで耳が隠れたり、マスクで口が隠れたり、衣服やマフラーで顎が隠れたり、髪で目や輪郭が隠れたりしているなど、顔の器官や輪郭が隠れているもの ●写真から顔（髪は含まない）がはみ出したもの（耳を含めた顔全体を収めてください。） ●写真専用紙を使用していないもの、画質が適切でないもの（ジャギーがある、にじんでいる） ●目を大きくするなどの画像加工や、変形・反転・マスクングなど画像処理を施したもの ●変色したもの、傷や汚れのあるもの ●顔や背景に影があるものやグラデーションのもの 【乳幼児の撮影について】 ●座れない場合は、無地で淡い色のシーツなどに寝かせて真上から撮影したものでも結構です。 ●目を閉じているものや、補助者の身体の一部が写っているものは不適當です。
4 現在所持している有効旅券	●有効旅券を提示しない場合は受付できません。（現旅券の残存有効期間が、新旅券の有効期間になります。）

- ◆住民票 ●大阪府内に住民登録をしている方は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を利用して住所を確認することができますので、住民票は不要です。
●住基ネットの利用を希望しない方、住民登録変更直後に申請する方、居所申請の方は、住民票（個人番号（マイナンバー）の表記のないもの）が必要となりますので、提出日前6か月以内に発行された原本を1通提出してください。
●海外赴任や留学等のため、日本国内に住民登録がない方は、居住国が発行した長期査証等の書類をご持参ください。

記入例とご注意

申請書は、**楷書**で（所持人自署を除く）、指定の枠内に**丁寧に黒又は青の濃いインク**※ですべて漏れなく記入してください。記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。ただし、「所持人自署」欄の訂正はできません。 ※消せるインクは使用しないでください。

申請書に事実と異なる記載をした場合には、旅券法違反として処罰されることがありますので、ご注意ください。

氏名のヨミカタ・旅券に記載される氏名のローマ字表記は、婚姻等により氏名そのものが変更された場合を除いて、原則として変更することはできません。

☆へボン式ローマ字について、次の綴りは特に誤りやすいので、注意してください。
し SHI ち CHI つ TSU ふ FU じ・ぢ JI 撥音：B・M・Pの前にはNの代わりにMをおく
しゃSHA しゅSHU しょSHO (例) なんば NAMBA
ちゃCHA ちゅCHU ちょCHO 促音：子音を重ねる
じゃJA じゅJU じょJO (例) はっとり HAITORI
※CのときはCの代わりにTをおく
(例) はっちょう HAICHO

所持人自署

この署名が旅券にそのまま転写され、外国で使用するサインとなりますので、必ず申請者本人が署名してください。
書き間違った場合は訂正できませんので、新しい申請書に書き換えてください。
なぞり書き、2段書き、汚れたもの、かすれたものはみだし、通称名での署名は受付できません。
ローマ字で署名する場合は、綴りミスのないよう注意してください。
小学生以上の方は申請者本人が署名してください。(ひらがなでも結構です。)

申請書は機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

写真は貼らずにお持ちください。

表面

○の欄は必ず申請者本人が記入・署名してください。

裏面

申請書類等提出委任申出書

浪速 次郎

Jiro Naniwa

なにわ じろう

Jiro Naniwa

浪速 次郎

谷町 隆史

谷町 隆史

谷町 隆史

申請者本人がよく読んで口に✓を記入してください。「はい」に✓を記入した方は別途手続きが必要ですので、事前にお申し出ください。

【お問い合わせ先】大阪府パスポートセンター ☎(06)6944-6626

カタカナで記入してください。濁点も同じマスに記入してください。

戸籍のとおり正確に記入してください。

へボン式ローマ字綴りを活字体大文字で記入してください。

戸籍のとおり記入してください。

過去に旅券を申請したが受領しなかったことがある方は「ある」に✓を記入してください。

今お持ちの有効な旅券について記入してください。

申請する口に✓を記入してください。

今お持ちの有効な旅券の種類を○で囲んでください。

住民票のとりの住所を記入してください。連絡先を記入してください。

海外渡航中に日本国内にいる家族等を記入してください。

「はい」「いいえ」どちらかに✓を記入してください。

「はい」の場合は、以下の内容についても記入してください。

旅券に記載されるローマ字氏名表記について、表面のへボン式表記と異なる表記を希望する方以外は記入しないでください。この欄に記入する場合は別途資料が必要ですので、事前にお問い合わせください。

申請者が未成年者の場合、親権者の自筆署名が必要です。申請者が成年被後見人の場合、後見人の自筆署名が必要です。

※法定代理人が遠隔地にいるなどして、署名が困難な場合には、同意書を添付してください。↓ 様式は、大阪府パスポートセンターのホームページから入手できます。

代理提出する場合は必ず記入してください。

点線より上の欄は、申請者本人が記入してください。

点線より下の欄は、代理提出する方が記入してください。代理提出する方の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。